

各介護保険サービス事業所管理者 様

三重県医療保健部長寿介護課長

令和6年度介護報酬改定の経過措置終了に伴う令和7年4月適用の業務継続計画未策定減算及び身体拘束廃止未実施減算に係る届出について

平素より、本県の介護保険行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年度の介護報酬改定に伴う経過措置の終了により、令和7年4月1日から以下の減算が適用されることから、減算とならないためには、適切な措置を講じていただいたうえで、下記のとおり介護給付費算定に係る体制等届出書（以下「体制等届出書」という）の提出が必要です。

1. 訪問系サービスおよび福祉用具貸与における業務継続計画未策定減算
2. 短期入所系サービスにおける身体拘束廃止未実施減算

これ以外の加算等に関する届出については、様式の改正が予定されているため、令和7年4月15日（火）まで提出期限を延長することとします。新様式の体制等届出書の様式が決まり次第、ホームページ等でご案内します。

なお、県指定以外のサービスに関する届出の提出期限等については、各指定権者にお問い合わせください。

記

1. 「業務継続計画未策定減算」または「身体拘束廃止未実施減算」に関する届出のみの場合

(1) 対象サービス（県指定）及び提出期限

業務継続計画(BCP)未策定減算対象サービス

訪問介護、(予防)訪問入浴介護、(予防)訪問看護、(予防)訪問リハビリ
テーション、(予防)福祉用具貸与

<提出期限>令和7年3月14日(金)

身体拘束廃止未実施減算対象サービス

(予防)短期入所生活介護、(予防)短期入所療養介護

<提出期限>令和7年4月1日(火)

(2) 提出書類

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」(別紙2)

※通常は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「必要書類」を提出する必要がありますが、今回は、減算に関する届出のみの場合に限り、別紙2のみの提出で受け付けます。

※体制等届出書の提出がない場合は、適切な措置を講じていても減算の対象となるため、ご注意ください。

2. 「業務継続計画未策定減算」及び「身体拘束廃止未実施減算」以外の加算等の変更がある場合

(1) 提出期限

令和7年4月15日(火)

(2) 提出書類

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」(別紙2)

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び必要書類

※令和7年4月以降適用となる体制等届出書の提出にあたっては、改正後の様式で提出いただきますようお願いします。

3. 提出先

<持参又は郵送による提出の場合>

事業所の所在地を所管する県の保健所・福祉事務所

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/23831022855.htm>

<電子申請・届出システムによる提出の場合>

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>

4. 参考

(参考ホームページ)

体制届(介護給付費算定に係る体制等に関する届出)

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/85456022998.htm>

介護保険事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入について

https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/85421022994_00002.htm

(事務担当)

三重県医療保健部長寿介護課

施設サービス班

電話：059-224-2235

居宅サービス・介護人材班

電話：059-224-2262

FAX：059-224-2919

E-Mail：chojus@pref.mie.lg.jp